

合意書

一祐会藤本病院（以下、「甲」という）と（以下、「乙」という）は、藤本病院の院外処方箋に関わる薬剤師法第 23 条第 2 項※の取り扱いについて、下記の通り合意した。なお、実施するにあたり、は患者の不利益に結びつくことのないよう、患者に十分な説明をし、理解と同意を得ることとする。

※薬剤師法第 23 条第 2 項

薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

記

1. 院外処方箋における問い合わせの運用について

以下の場合に原則として処方医への問い合わせを不要とする。

- (1) 成分名が同一の銘柄変更
- (2) 内服剤の別剤形への変更
- (3) 別規格製剤がある場合の処方規格の変更
- (4) 取り決め範囲内で行う半割、粉碎あるいは混合（その反対も含む）
- (5) 取り決め範囲内で行う一包化
- (6) 湿布薬や塗布剤等の外用剤での取り決め範囲内での規格変更
- (7) 隔日投与、週 1 回服用製剤、月 1 回服用製剤の処方日数適正化
- (8) 取り決め範囲内での残薬調整による日数変更

2. 合意内容の変更について

合意内容の変更については、甲と乙が必要に応じて協議する。

以上

本書 2 通を作成し、甲乙双方の記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

（甲）大阪府寝屋川市八坂町 2 番 3 号

一祐会 藤本病院

院長 藤本明久

（乙）